

平成 25 年 6 月

環境省令・環境省告示の一部改正及び ダイオキシン類分析結果表示の一部変更のお知らせ

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご愛顧を賜わり、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年度から今年度にかけて、「環境省令第 15 号（平成 24 年 5 月 23 日）排水基準を定める省令」及び「環境省告示第 30 号（平成 25 年 3 月 27 日）水質汚濁に係る環境基準について」が一部改正されましたので、下記のとおりご案内申し上げます。

また、ダイオキシン類分析結果の表示を一部変更させていただきますので、併せてご案内申し上げます。

敬白

記

1. 環境省令・環境省告示の一部改正

1) 排水基準を定める省令の一部を改正する省令（環境省令第 15 号 平成 24 年 5 月 23 日）

排水基準に 1, 4-ジオキサンが追加されました。

No	検査項目	必要量 (mL)	容器	検査方法	計量方法	排水基準 (mg/L)	検査案内掲載頁 「計量編」
排-28	1, 4-ジオキサン	1000	8	GC-MS	S46 環告第 59 号 付表 7	0.5	p4 排-27 の下 に追加

■変更日 平成 24 年 5 月 25 日採水分より

2) 水質汚濁に係る環境基準についての一部を改正（環境省告示第 30 号 平成 25 年 3 月 27 日）

環境基準項目（生活環境の保全に関する環境基準）に「直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩」が追加されました。

No	検査項目	必要量 (mL)	容器	検査方法	計量方法	環境基準 (mg/L)	検査案内掲載頁 「計量編」
環-39	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	1000	8	LC-MS-MS	S46 環告第 59 号 付表 12	別紙参照	p2 環-38 の下 に追加

■変更日 平成 25 年 3 月 27 日採水分より

3) 測定方法の変更

「昭和 46 年環境省告示第 59 号」の付表 12 に「直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩の測定方法」が挿入されたため、これまでの付表 12 以降が繰り下げられます。

検査項目	変更箇所	新	旧	検査案内掲載頁 「計量編」
n-ヘキサン抽出物質 (油分等)	測定方法	昭和 46 年環境省告示 第 59 号 付表 13	昭和 46 年環境省告 示第 59 号 付表 12	P2 環-32

■変更日 平成 25 年 3 月 27 日採水分より

2. ダイオキシン類分析結果表示の一部変更について

■変更日 平成 25 年 4 月 1 日採水分より

1) 報告名称の一部変更

ダイオキシン類分析におきまして、分析精度の向上及び報告日短縮のため、ダイオキシン類自動前処理装置を導入いたしました。それに伴い、ダイオキシン類の報告名称を一部変更させていただきます。

新	旧
1,2,3,7,8-PeCDF	1,2,3,7,8 + 1,2,3,4,8-PeCDF
1,2,3,4,7,8-HxCDF	1,2,3,4,7,8 + 1,2,3,4,7,9-HxCDF
2,3,4,6,7,8 + 1,2,3,6,8,9-HxCDF	2,3,4,6,7,8-HxCDF
2,3,4,4',5 + 3,3',4,5,5'-PeCB(#114+#127)	2,3,4,4',5-PeCB(#114)

2) 「計算過程の記録」の省略

これまで、ダイオキシン類の濃度は Excel にデータを入力して結果を算出していましたが、ダイオキシン類濃度定量ソフト導入により自動計算され、処理時間が短縮されました。それに伴い、「計算過程の記録」を報告書一式から省略させていただきます。

以上

別紙

別表2の1の(1)

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等の比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下	昭和46年環境庁告示第59号第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下	

備考 基準値は、年間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)

別表2の1の(2)

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l以下	0.001mg/L以下	0.03mg/L以下	昭和46年環境庁告示第59号第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l以下	0.0006mg/L以下	0.02mg/L以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/l以下	0.002mg/L以下	0.05mg/L以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/l以下	0.002mg/L以下	0.04mg/L以下	

別表2の2のウ

ウ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	
生物A	水生生物の生息する水域	0.02mg/l以下	0.001mg/L以下	0.01mg/L以下	昭和46年環境庁告示第59号第1の2の(2)により水域類型ごとに指定する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/l以下	0.0007mg/L以下	0.006mg/L以下	